

山口県医療提供体制推進事業費補助金交付要綱

(通則)

- 1 この要綱は、山口県医療提供体制推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）及び山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する県における医療を提供する体制の確保に関する計画（以下「医療計画」という。）に定める医療提供施設等の整備の目標等に関し、施設の運営及び設備整備等に要する経費に充てるために交付する補助金であり、もって、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の養育力の充実等を図ることを目的とする。

(事業計画の策定)

- 3 補助対象事業者は、補助金の交付を受けて医療提供施設等の施設の運営及び設備整備等に要する経費に充てる時は、事業計画及び事業の実施に要する経費に関する調書を別記第1号様式により作成し、別途知事が指定する日までに知事に提出するものとする。

(補助対象事業)

- 4 この補助金は、市町等が行う次の事業を交付の対象とする。

(1) 救急医療対策事業

昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」（以下「救急医療対策事業実施要綱」という。）に基づき実施する次の事業

ア 共同利用型病院運営事業

(ア) 市町が行う共同利用型病院の運営事業

(イ) (ア)以外の病院の開設者が行う共同利用型病院の運営事業に対し市町が行う補助事業

イ ヘリコプター等添乗医師等確保事業

市町が行うヘリコプター等添乗医師等確保事業

ウ 救急救命士病院実習受入促進事業

知事の要請を受けた病院の開設者（救命救急センターを除く。）が行う救急救命士病院実習受入促進事業

エ ドクターヘリ導入促進事業

知事の要請を受けた病院の開設者が行うドクターヘリ導入促進事業

(2) 周産期医療対策事業等

平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策等事業の実施について」（以下「周産期医療対策事業等実施要綱」という。）に基づき、市町、地方独立行政法人、公的団体又は民間事業者が実施する次の事業

ア 周産期母子医療センター運営事業

(3) 看護職員確保対策事業

ア 外国人看護師候補者就労研修支援事業

平成22年3月24日医政発0324第21号厚生労働省医政局長通知「看護職員確保対策事業等の実施について」に基づき、市町、地方独立行政法人、公的団体又は民間事業者が実施する外国人看護師候補者就労研修支援事業

(4) 医療提供体制設備整備事業

ア 休日夜間急患センター設備整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき公的団体又は民間事業者が実施する休日夜間急患センター設備整備事業

イ 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき公的団体又は民間事業者が実施する病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業

ウ 救命救急センター設備整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき公的団体又は民間事業者が実施する救命救急センター設備整備事業

エ 高度救命救急センター設備整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき公的団体又は民間事業者が実施する高度救命救急センター設備整備事業

オ 小児救急医療拠点病院設備整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき公的団体又は民間事業者が実施する小児救急医療拠点病院設備整備事業

カ 小児医療施設設備整備事業

「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づき公的団体又は民間事業者が実施する小児医療施設設備整備事業

キ 周産期医療施設設備整備事業

「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づき公的団体又は民間事業者が実施する周産期医療施設設備整備事業

ク 共同利用施設設備整備事業

昭和59年10月25日健政発第263号厚生省健康政策局長通知「共同利用施設及び地域医療研修センターの整備について」に基づき、市町、地方独立行政法人、公的団体又は民間事業者が実施する共同利用施設（部門）設備整備事業

(ア) 公的医療機関等による共同利用施設

(イ) 地域医療支援病院の共同利用部門

ただし、(ア)については、市町及び地方独立行政法人を除く。

ケ 地域災害拠点病院設備整備事業

平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」に基づき公的団体又は民間事業者が実施する地域災害拠点病院設備整備事業

コ 災害拠点精神科病院等設備等整備事業

平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等

の実施について」に基づき市町、地方独立行政法人、公的団体又は民間事業者が実施する災害拠点精神科病院等設備等整備事業

サ 人工腎臓装置不足地域設備整備事業

昭59年9月21日健医発第339号厚生省保健医療局長通知「人工腎臓装置の不足地域における整備について」に基づき公的団体又は民間事業者が実施する人工腎臓装置不足地域設備整備事業

シ 院内感染対策設備整備事業

「院内感染対策事業実施要綱」に基づき公的団体又は民間事業者が実施する院内感染対策設備整備事業

(交付額の算定方法)

5 この補助金は、事業計画に記載された医療提供施設等の施設の運営及び設備整備等に要する経費に充てるため、県予算の範囲内で交付するものとし、その交付額は次により算定するものとする。ただし、各細事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 救急医療対策事業

ア 共同利用型病院運営事業

(ア) 次表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを地区ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額(ただし、民間病院が行う事業については、(ア)により選定された額と市町が補助する額とを比較して少ない方の額)に2/3を乗じて得た額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 (1) 休日A、休日B及び夜間 1地区当たり 71,450円×診療日数 (ただし、休日Bの土曜日と休日Aの日曜日に連続して事業を行う場合は、2日間を1回として次の算式により加算する。 13,570円×診療回数)	共同利用型病院運営事業に必要な給与費(職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料)
(2) 休日C 1地区当たり 35,720円×診療日数	
(注) (1) 診療日の設定方法は、別添に定める。 (2) 診療日数は、地区における事業日数とする。	

イ ヘリコプター等添乗医師等確保事業

(ア) 次表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを市町ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額(ただし、民間病院が行う事業については、(ア)により選定された額と市町が補助する額とを比較して少ない方の額)に2/3を乗じて得た額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
添乗者1人当たり	ヘリコプター等添乗医師等確保事業に必要な災害補償費(死亡

8,190円	時に支払われる補償分相当分の保険料)
--------	--------------------

ウ 救急救命士病院実習受入促進事業

(ア) 次表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
1か所当たり 1,369千円	救急救命士の病院実習受入促進事業におけるコーディネーター医等に必要コーディネーター医給与費（職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料）、職員諸手当（非常勤）、非常勤職員手当、諸謝金（指導医謝金）、社会保険料（非常勤）

エ ドクターヘリ導入促進事業

(ア) 次表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から救急搬送診療料等及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
次の(1)から(4)までにより算出された額の合計額とする。	
(1) ドクターヘリ運航経費 1か所当たり	ドクターヘリの運航に必要な委託費（ヘリコプター賃借料、操縦士等拘束料、燃料費、保守料、災害補償費（航空保険料））
ア 位置情報把握システムを利用している場合	
(ア) 年間飛行時間200時間未満 264,937千円×運営月数/12	
(イ) 年間飛行時間200時間以上300時間未満 282,096千円×運営月数/12	
(ウ) 年間飛行時間300時間以上 306,154千円×運営月数/12	
イ 位置情報把握システムを利用していない場合	
(ア) 年間飛行時間200時間未満 263,137千円×運営月数/12	
(イ) 年間飛行時間200時間以上300時間未満 280,296千円×運営月数/12	
(ウ) 年間飛行時間300時間以上 304,354千円×運営月数/12	
(2) 搭乗医師・看護師確保経費 1か所当たり	ドクターヘリ搭乗医師及び看護師の確保に必要な給与費（職員基本給、職員諸手当、非常

17,917千円×運営月数/12	勤職員手当、社会保険料)
(3) 運航連絡調整員確保経費 1か所当たり 1,942千円×運営月数/12	ドクターヘリの運航連絡調整員の確保に必要な給与費（職員諸手当（非常勤）、非常勤職員手当、社会保険料（非常勤））、委託費（上記経費に該当するもの。）
(4) ドクターヘリ運航調整委員会経費 1か所当たり 3,542千円	ドクターヘリ運航調整委員会の運営に必要な諸謝金（委員謝金）、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料（会場借料）、会議費
(5) ドクターヘリレジストリ構築経費 1か所当たり 1,086千円	ドクターヘリのレジストリ構築に必要な給与費（職員諸手当（非常勤）、非常勤職員手当、社会保険料（非常勤））、委託費（上記経費に該当するもの。）

(2) 周産期医療対策事業等

ア 周産期母子医療センター運営事業

(ア) 次表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から診療収入額、特別交付税及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に1/3を乗じて得た額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
次の(1)から(5)までにより算出された額の合計額とする。	
(1) 運営費 1か所につき、次の(ア)から(ウ)までにより算出された額とする。 (ただし、黒字の部門は算出対象から除く)	周産期母子医療センター運営事業に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、材料費（医薬品費、診療材料費、給食材料費）、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、社会保険料、雑役務費（修繕料）、燃料費、委託費、減価償却費、資産消耗費
① 総合周産期母子医療センター	
(ア) MFICU運営費	
(i) 特別交付税措置の対象となる公立病院の場合 2,236千円×病床数×事業月数/12	
(ii) (i)以外の民間病院等の場合 6,111千円×病床数×事業月数/12	
(イ) NICU運営費 特別交付税措置の対象とならない民間病院等 3,693千円×病床数×事業月数/12	
(ウ) GCU運営費 特別交付税措置の対象とならない民間病院等 1,758千円×病床数×事業月数/12	

<p>② 地域周産期母子医療センター</p> <p>(ア) M F I C U 運営費</p> <p>(i) 特別交付税措置の対象となる公立病院の場合 7,923千円×病床数×事業月数/12</p> <p>(ii) (i)以外の民間病院等の場合 11,423千円×病床数×事業月数/12</p> <p>(イ) N I C U 運営費</p> <p>(i) 特別交付税措置の対象となる公立病院の場合 5,772千円×病床数×事業月数/12</p> <p>(ii) (i)以外の民間病院等の場合 9,066千円×病床数×事業月数/12</p> <p>(ウ) G C U 運営費</p> <p>(i) 特別交付税措置の対象となる公立病院の場合 915千円×病床数×事業月数/12</p> <p>(ii) 特別交付税措置の対象とならない民間病院等 2,513千円×病床数×事業月数/12</p>	
<p>(2) 搬送受入促進事業 1日につき 1人当たり</p> <p style="text-align: right;">13,570円</p>	
<p>(3) 母体救命強化加算</p> <p>産科、小児科（新生児）、麻酔科及び救急医療の関係診療科（脳神経外科、循環器内科、心臓外科等）を有し、救命救急センターを併設し、24時間患者を受け入れる体制を整える場合</p> <p style="text-align: right;">17,917千円×事業月数/12</p>	<p>関係診療科等との連携に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、社会保険料</p>
<p>(4) 麻酔科医配置加算</p> <p>麻酔科医を確保する場合</p> <p style="text-align: right;">13,103千円×確保月数/12</p>	<p>麻酔科医の配置に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、消耗品費、材料費（医薬品費、診療材料費）、光熱水料、印刷製本費、会議費、社会保険料、雑役務費（修繕料）、燃料費</p>
<p>(5) 臨床心理技術者配置加算</p> <p>臨床心理技術者を確保する場合</p> <p style="text-align: right;">5,966千円×確保月数/12</p>	<p>臨床心理技術者の配置に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、消耗品費、</p>

	材料費（医薬品費、診療材料費）、印刷製本費、光熱水料、会議費、社会保険料、雑役務費（修繕料）、燃料費
--	--

(3) 看護職員確保対策事業

ア 外国人看護師候補者就労研修支援事業

(ア) 次表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
次の(1)から(2)により算出された額の合計額とする。	外国人看護師候補者就労研修支援事業の実施に必要な指導者経費（職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、社会保険料）、報償費、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費
(1) 日本語習得支援事業 候補者等1人当たり 117千円	
(2) 就労研修支援事業 1か所当たり 461千円	

(4) 医療提供体制設備整備事業

ア 4(4)の補助対象事業のうち、次に掲げる事業

ア 休日夜間急患センター設備整備事業

イ 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業

ウ 救命救急センター設備整備事業

エ 高度救命救急センター設備整備事業

オ 小児救急医療拠点病院設備整備事業

カ 小児医療施設設備整備事業

キ 周産期医療施設設備整備事業

ケ 地域災害拠点病院設備整備事業（医療機器等の整備に限る。）

コ 災害拠点精神科病院等設備等整備事業

シ 院内感染対策設備整備事業

(ア) 次表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額の合計額（ただし、市町が補助する4(4)のイの事業については、(ア)により選定された額と市町が補助する額とを比較して少ない方の額）と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2/3を乗じて得た額を交付額とする。

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 下限額
休日夜間急患センター設備整備事業	医療機器等	<p>(1) 人口10万人以上の場合 1か所当たり 4,400千円</p> <p>(ただし、医師が常時3人以上勤務するセンターについては11,000千円を限度とする。)</p> <p>(2) 人口5万人以上10万人未満の場合 1か所当たり 3,300千円</p> <p>(ただし、医師が常時3人以上勤務するセンターについては8,250千円を限度とする。)</p>	休日夜間急患センターとして必要な医療機器等の購入費	1品につき 66千円
病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業	医療機器	<p>次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 医療機器((2)及び(3)に掲げるものを除く。) 1か所当たり 22,000千円</p> <p>(ただし、特別に必要な場合は、110,000千円を限度とする。)</p> <p>(2) 心臓病専用医療機器 1か所当たり 6,285千円</p> <p>(3) 脳卒中専用医療機器 1か所当たり 6,285千円</p>	病院群輪番制病院又は共同利用型病院として必要な医療機器又は心臓病及び脳卒中の重症救急患者の治療等に必要専用医療機器の購入費	1品につき 200千円
	心電図受信装置	1か所当たり 2,774千円	心電図受信装置の購入費	—
救命救急センター設備整備事業	医療機器	<p>次の(1)から(5)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 医療機器 ((2)から(5)に掲げるものを除く。) 1か所当たり 256,300千円</p>	救命救急センターとして必要な医療機器及び重症熱傷患者用備品等の購入費	1品につき 200千円

		<p>(ただし、30床未満の場合は、1床当たり8,470千円を減額し、重症熱傷医療を行う場合は、1か所当たり44,000千円を加算することができる。)</p> <p>(2) 心臓病専用医療機器 1か所当たり 62,856千円</p> <p>(3) 脳卒中専用医療機器 1か所当たり 62,856千円</p> <p>(4) 小児救急専用医療機器 1か所当たり 62,856千円</p> <p>(5) 重症外傷専用医療機器 1か所当たり 62,856千円</p>		
	ドクターカー	1か所当たり 58,737千円	ドクターカー及びドクターカーに搭載する医療機器等の購入費	—
	心電図受信装置	1か所当たり 2,774千円	心電図受信装置の購入費	—
	無線装置	1か所当たり 1,100千円	「救急医療対策事業実施要綱」の第6により配備するドクターヘリとの通信に必要な無線装置の購入費	—
高度救命救急センター設備整備事業	広範囲熱傷用医療機器	1か所当たり 88,000千円	高度救命救急センターとして必要な広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者用医療機器購入費	1品につき 200千円
	指肢切断用医療機器	1か所当たり 8,542千円		
	急性中毒用医療機器	1か所当たり 32,039千円		
小児救急医療拠点病院設備整備事業	医療機器	1か所当たり 22,000千円	小児救急医療拠点病院として必要な医療機器の購入費	1品につき 200千円
小児医療	医療機器	1か所当たり	小児医療施設として	1品につき

施設設備 整備事業		26,400千円 (上記に新生児集中治療管理室 に必要な医療機械を整備する場 合にあつては、 9,900千円に新生児集中治療管理 病床1床当たり1,650千円をそれ ぞれ加算した額とする。ただし、 16,500千円を限度とする。)	必要な医療機器等（ 新生児集中治療管理 室に必要な医療機械 を含む。）の購入費	200千円
周産期医 療施設設 備整備事 業	医療機器	1か所当たり 31,975千円	周産期医療施設として 必要な医療機器等（母 体・胎児集中治療管理 室に必要な医療機器を 含む。）の購入費	1品につき 200千円
	ドクターカー	1か所当たり 32,039千円	ドクターカー及びドク ターカーに搭載する医 療機器等の購入費	—
地域災害 拠点病院 設備整備 事業	医療機器等	1か所当たり 19,224千円	地域災害拠点病院とし て必要な医療機器等の 購入費	1か所につき 200千円
災害拠点精 神科病院等 設備等整備 事業	システム端末 等	1か所当たり 8,676千円	災害拠点精神科病院 及びD P A T先遣隊 を有する病院として 必要な広域災害・救 急医療情報システム 端末等の購入費	1か所につき 100千円
院内感染 対策設備 整備事業	初度設備	病院の医療法上の総許可病床数 が以下の場合 1か所当たり (1) 50床未満 1,066千円 (2) 50床以上100床未満 1,386千円 (3) 100床以上200床未満 2,243千円 (4) 200床以上300床未満 3,416千円 (5) 300床以上	病院の院内感染の拡大 防止に必要な自動手指 消毒器の購入費	1品につき 66千円

		4,590千円	
--	--	---------	--

イ 4(4)のク 共同利用施設設備整備事業

(ア)の事業

- a 次表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとと比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に1/3を乗じて得た額を交付額とする。

(イ)の事業

- a 次表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとと比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2/3を乗じて得た額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費	3 下限額
1か所当たり 220,000千円	共同利用施設又は地域医療支援病院として必要な共同利用高額医療機器の購入費	1品につき (ア) 1,000千円 (イ) 2,000千円

ウ 4(4)の補助対象事業のうち、次に掲げる事業

ケ 地域災害拠点病院設備整備事業（医療機器等の整備を除く。）

サ 人工腎臓装置不足地域設備整備事業

- (ア) 次表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとと比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に1/3を乗じて得た額を交付額とする。

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 下限額
地域災害 拠点病院 設備整備 事業	緊急車両	1か所当たり 31,865千円 (ただし、外部給電器を購入する場合は、2,200千円加算する。)	緊急車両（緊急車両に常備する携行式の応急用医療資器材、テント、発電機等設備及び外部給電器を含む。）の購入費	—
人工腎臓 装置不足 地域設備 整備事業	人工腎臓装置	1か所当たり (1) 多人数用 14,080千円 (2) 単身用 7,150千円	人工腎臓装置の購入費	1品につき 100千円

(交付額の下限)

- 6 5(4)において算出された交付額が、当該各表の下限額に満たない場合には、交付決定を行わないものとする。

(交付の申請)

- 7 規則第3条第1項の申請書は、別記第2号様式によるものとし、正副2通を提出しなければならない。

(1) 規則第3条第1項の知事が定める期日は、別に定める。

(交付の条件)

8 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (2) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。
- (3) 規則第17条の関係書類は、別記第3号様式によらなければならない。ただし、補助事業者が地方公共団体以外の場合はその限りでない。
- (4) 規則第18条第1項第2号において「50万円以上」とあるのは、民間団体にあつては「30万円以上」とする。
- (5) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別記第4号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (6) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (7) 補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (8) 市町は、県から概算払により間接補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた間接補助金に相当する額を遅滞なく補助事業者に交付しなければならない。
- (9) 市町は、間接補助金を交付する場合には、間接補助事業者に対し、規則第8条、第17条及び第18条並びに上記(3)、(5)、(6)及び(7)に掲げる条件を付さなければならない。この場合において、「知事」とあるのは「市町長」と、「県」とあるのは「市町」と読み替えるものとする。
- (10) (9)により付した条件に基づき市町長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。
- (11) (9)により付した条件に基づき、市町に財産の処分による収入又は間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助事業の変更等に係る承認の申請)

9 規則第8条第1項の申請書は、別記第2号様式による正副2通とし、当該年度の1月10日までに提出しなければならない。

(実績報告)

10 規則第11条の実績報告書は、別記第5号様式による正副2通とし、完了した日から30日を経過した

日又は当該年度3月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(補助金の請求)

- 11 補助金の請求書は、別記第6号様式によるものとする。ただし、概算払いによる補助金の請求書は、別記第7号様式によるものとする。

(検査)

- 12 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して実地に検査をすることができる。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、5(4)ウの地域災害拠点病院設備整備事業に係る規定については、平成31年2月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月10日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年12月23日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年11月10日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(別添)

診療日の設定方法

○共同利用型病院運営事業

診療日は、原則として診療時間が次の表に定める区分欄ごとにそれぞれ1日とする。

区 分	対象時間及び最低診療時間
休日 休日A 休日B	午前8時から午後6時まで診療を行うもの
休日C	午前8時から午後1時まで診療を行うもの又は午後1時から午後6時まで診療を行うもの
夜間	午後6時から翌日午前8時まで診療を行うもの

(注) 休日の取扱い

①休日A

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める祝日及び休日並びに年末年始の日（12月29日から1月3日まで）

②休日B、休日C

週休二日制に伴う土曜日又はその振替日

なお、週休二日制に伴う土曜日又はその振替日として取り扱えるのは、事業主体である地方公共団体が、共同利用型病院運営事業、小児救急医療支援事業又は救急勤務医支援事業実施地区において、別に定める基準以上の病院が閉院方式で週休二日制を実施している場合で共同利用型病院運営事業又は小児救急医療支援事業、救急勤務医支援事業を実施した場合とする。

ただし、診療日数として設定できるのは、国民の祝日に関する法律に定める祝日及び休日並びに年末年始の日（12月29日から1月3日まで）を除く月曜日から土曜日の間に1日のみとする。